平成29年6月20日 告示第168号

(趣旨)

第1条 市は、野良猫の糞尿等による被害及び殺処分の減少を図るため、予算の定めるところにより、野良猫に指定獣医師による不妊手術又は去勢手術を受けさせるものに対し、大村市野良猫不妊・去勢手術費用助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付については、大村市補助金等交付規則(昭和42年大村市規則第20号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 野良猫 生後約4月以上の市内に生息する猫であって、飼い主(所有又は占有の意思をもって継続して給餌等の世話をする者をいう。以下同じ。)が存在しない又は首輪等を装着していない等の理由により飼い主の存在を推測することができないものをいう。
 - (2) 指定獣医師 獣医師法 (昭和24年法律第186号) 第3条の免許を受けた者であって、市長が指定するものをいう。
 - (3) 不妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮を摘出し、生殖を不能にする手術をいう。
 - (4) 去勢手術 精巣を摘出し、生殖を不能にする手術をいう。

(助成の対象者)

- 第3条 助成金の交付の対象となるものは、野良猫に指定獣医師による不妊手術又は去勢手術(以下「手術」という。)を受けさせるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に事務所を有する団体
 - (3) 市内に事務所を有しない団体であって、その代表者が市内に住所を有するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、手術に関し国、他の地方公共団体その他の団体から他の補助 金(これに類すると市長が認めるものを含む。)の交付を受けたものには、助成金を交付 しない。

(令5告示87の2・一部改正)

(助成金の額)

- 第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる手術の種類に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 不妊手術 1頭につき18,000円
 - (2) 去勢手術 1頭につき8,000円

(申請の手続)

- 第5条 規則第5条の規定により助成金の交付の申請をしようとする者は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。
 - (1) 野良猫が生息する場所を確認することができる見取図
 - (2) 誓約書(様式第2号)
 - (3) 野良猫の写真
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請書の提出期間は、毎年6月1日から翌年1月31日までとする。

(助成金の交付の条件)

- 第6条 規則第7条の規定により次に掲げる事項は、市長が助成金の交付を決定する場合に 付する条件となるものとする。
 - (1) 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成事業」という。)を行う者(以下「助成事業者」という。)は、規則第8条の規定により助成金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に野良猫に手術を受けさせなければならないこと。
 - (2) 助成事業者は、野良猫に手術を受けさせることを中止しようとする場合は、規則第 8条の規定により助成金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に市長 の承認を受けなければならないこと。
 - (3) 助成事業者は、手術を受けさせる野良猫を収容する際は、周辺住民に対しその旨を周知すること。

(申請の取下げ期限)

第7条 規則第9条の規定により申請の取下げをすることができる期限は、規則第8条の規定により助成金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日とする。

(権限の委任)

第8条 助成事業者は、規則第15条第1項の規定による実績報告、規則第16条の規定による確定通知の受領並びに助成金の請求及び受領の権限を野良猫に手術を行った者に委任するものとする。この場合において、助成事業者は、委任状(様式第3号)を当該手術を行った者を経由して市長に提出しなければならない。

(令5告示87の2・一部改正)

(実績報告)

第9条 前条の規定により権限の委任を受けた者は、助成事業が完了したときは、様式第4 号による実績報告書に手術を行った野良猫の写真を添えて、当該助成事業の完了した日の 属する月の翌月の10日又は当該助成事業の完了した日の属する年度の3月31日のい ずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(令5告示87の2・一部改正)

(助成金の支払)

- 第10条 この助成金は、規則第16条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に 支払うものとする。
- 2 第8条の規定により権限の委任を受けた者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、請求書に助成金の交付の確定通知の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(令5告示87の2・一部改正)

附則

この告示は、平成29年7月3日から施行する。

附 則(令和3年6月30日告示第143号)

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和5年5月31日告示第87号の2)

この告示は、公表の日から施行する。